

## ゴルファー特別約款

### (当会社の支払責任)

第1条 この特別約款において賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)に規定する損害(以下「損害」といいます。)とは、被保険者が行うゴルフ(ケイマンゴルフ、ターゲット・パード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。)の練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場構内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)に伴って生じた事故による損害に限ります。

### (用語の定義)

第2条 この特別約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

#### (1) ゴルフの練習

ゴルフの練習とは、ゴルフの技術の維持・向上を目標に、ゴルフクラブまたはゴルフ練習用に特に考案され市販されている器具(以下「クラブ等」といいます。)を使用してくり返しスイングを行うこと(場所のいかんを問いません。)をいい、これに付随してその場所で通常行われる準備、整理等の行為を含みます。

#### (2) ゴルフの競技

ゴルフの競技とは、ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。

#### (3) ゴルフの指導

ゴルフの指導とは、他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。

#### (4) スイング

スイングとは、クラブ等を動かす意思でクラブ等を前後方向へ動かすことをいいます。

#### (5) ゴルフ場

ゴルフ場とは、ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目のいかんを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。

#### (6) ゴルフ場構内

ゴルフ場構内とは、ゴルフ場として区画された構内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

### (保険金を支払わない場合)

第3条 当会社は、被保険者が自動車(ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。)の所有、使用または管理に起因して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いません。

### (保険金を支払わない場合の排除)

第4条 普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合)第5号の規定は、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディについては適用しません。

### (普通保険約款との関係)

第5条 この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。